

### 議案第33号

目黒区エコプラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区エコプラザ条例の一部を改正する条例

目黒区エコプラザ条例（平成4年12月目黒区条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号を次のように改める。

#### (2) 環境学習室

第6条の見出し中「活動室等」を「施設」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項第1号中「区内」を「区の区域内（以下「区内」という。）」に改め、同項第4号中「区長」の次に「（第5条の2の規定により指定管理者に管理の業務を行わせている場合にあっては、当該指定管理者。次条、第8条、第9条第1項及び第14条第1項において同じ。）」を加え、同項を同条とする。

第7条中「及び施設備付特殊器具」を削る。

第10条から第13条までを次のように改める。

#### (使用料)

第10条 施設の使用料は、無料とする。

第11条から第13条まで 削除

別表第1及び別表第2を削る。

#### 付 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の日前の利用に係る使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

(目黒区立社会教育館条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「目黒区エコプラザ条例（平成4年12月目黒区条例第60号）第6条第1項第3号に定める」を「区の区域内において」に改める。

(1) 目黒区立社会教育館条例（昭和48年11月目黒区条例第20号）第9条第2項第5号

(2) 目黒区立住区会議室条例（昭和51年10月目黒区条例第37号）第7条第2項第4号

(3) 目黒区青少年プラザ条例（平成4年3月目黒区条例第16号）第10条第2項第5号

(4) 目黒区緑が丘文化会館条例（平成5年12月目黒区条例第28号）第8条第2項第5号

(説明) 活動室を廃止し、環境学習室を設置するとともに、目黒区立社会教育館条例等の規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。